

茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、行政だけでは解決が難しい喫緊の行政課題の解決に向けたNPO（NPO法人、ボランティア団体、公益法人等）や企業等が実施する事業に対して、市町村と協働して、予算の範囲内において助成金を交付することについて、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の交付対象者は、喫緊の行政課題の解決に向けた事業を実施するNPOや企業等であって、以下の（1）または（2）に該当するものとする。

(1) 法人で、次のいずれにも該当するもの

- ① 宗教活動や政治活動を行う法人でないこと
- ② 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う法人でないこと
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある法人でないこと

(2) 任意団体（人格なき社団）で、次のいずれにも該当するもの

- ① 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、会員名簿を備えていること
- ② 団体の構成員が5名以上であること
- ③ 予算・決算及び適正な会計処理を行っていること
- ④ 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を行う団体でないこと
- ⑥ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

(助成対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、社会貢献事業（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われるもの）のうち、次のいずれにも該当する事業で、NPO等の自由な発想による事業（行政機関の補助事業や業務委託、介護保険事業等の既存制度により実施するものは対象外）とする。

(1) 喫緊の行政課題に対応したものであること

(2) 市町村と連携した事業であり、県で助成事業として採択した場合、市町村が県と協調して助成を行うことができる事業（ただし、広域又は県全域で展開する事業はこの限りでない。）

(3) 新規事業又は既存事業の拡充であること

(4) 支援を必要とする者に対する直接的、継続的な支援活動であり、助成事業終了後も引き続き自立した事業展開が期待できること

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は以下のとおりとする。

人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、施設改修費

(助成事業の実施期間)

第5条 助成事業の実施期間は、交付決定した日から当該年度の3月31日までとする。

(負担割合及び助成限度額)

第6条 助成率及び助成上限は下表のとおりとする。

事業実施区域	助成率	助成限度額	備考
1 市町村	1 / 3	1,666 千円	市町村の負担割合は1 / 3 (※)
広域又は県全域	2 / 3	3,333 千円	

※県と市町村の助成対象経費が違う場合は、県の助成対象経費の概ね1 / 3以上とする。
ただし、概ねとは80%以上とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第3条第1項の規定に基づき、原則として「いばらき電子申請・届出システム」により、知事が指定する日までに提案型共助社会づくり支援事業助成金交付申請をしなければならない。ただし、インターネットの利用環境がない等の理由がある場合は、助成金交付申請書（様式第1号）を知事が指定する日までに知事に提出することができる。

2 前項の助成金交付申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税及び地方消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(助成金交付決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による通知については、助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(助成金の交付の条件)

第9条 助成金の交付の目的を達成するため、助成事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市町村を区域として実施する場合は、当該市町村から提案型共助社会づくり支援事業に係る助成金の交付が受けられること。
- (2) 車両の購入又は施設改修を実施した場合には、原則として実施した年度から起算して5年間は、事業を継続すること。
- (3) 助成事業に係る事業収入が事業費（助成対象経費）の3分の1を超えた場合は、助成

事業に係る事業収入の全額を事業者負担額とし、超えた分に応じて県及び市町村は負担額を減額すること。

(申請の取下げ)

第10条 助成金の交付を申請した者が第8条の規定による通知を受領した場合において当該申請を取り下げようとするときは、同条の通知を受領した日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(助成事業の内容及び経費の変更)

第11条 第8条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ助成金変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成事業者の自由な創意により、能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合

イ 助成目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 助成事業に要する経費の額を20%以上変更しようとするとき。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、助成金変更承認通知書(様式第4号)により助成事業者あて通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第12条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ助成金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業の遅延等の報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに助成事業遅延等報告書(様式第6号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況の報告等)

第14条 知事は、必要があると認めた場合は、助成事業者に対し、助成事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、助成事業が完了した日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに助成金実績報告書(様式第7号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。この場合において、第17条第1項ただし書きの規定による概算払を受けたときは、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出するものとする。

2 助成事業者は、前項の実績報告書を提出しようとする場合、当該助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかなきときは、これを減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査して助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(助成金の支払)

第17条 知事は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 助成事業者は、前項ただし書きの規定による概算払を受けようとする場合、助成金概算払申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第18条 知事は、第12条の規定により助成事業の中止又は廃止の承認をしたときは、当該助成事業に係る助成金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとする。

2 知事は、助成事業者が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要項に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定により変更又は取消を行った場合には、期限を付して既に交付した助成金の全額又は一部の返還を命じることができるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除額の確定に伴う助成金の返還)

第19条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第10号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保存)

第20条 助成事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税に係る帳簿の保存は、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

(財産の管理)

第21条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、助成事業が完了した後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 助成事業者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が助成金の交付の目的及

び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他知事が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項に規定する知事が定める期間は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 助成事業者は、第1項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第11号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、助成事業者が第1項に規定する第3項の承認をしようとするときは、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 5 知事は、取得財産等を処分することにより収入があった場合、助成事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（その他必要な事項）

第23条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付則

この要項は、令和元年6月6日から施行する。

付則

この要項は、令和2年10月30日から施行する。

付則

この要項は、令和3年12月23日から施行する。

付則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

団 体 名
所 在 地
(フリガナ)
代 表 者 氏 名

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付申請書

下記のとおり令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業に係る社会貢献事業への助成金の交付を申請します。

記

事業の名称		
助成事業に要する経費 (総事業費)	千円	
事業の分野 (該当の分野1つに0をしてください。該当する分野が複数ある場合は、主要な分野1つに0を付けてください。)		
見守り、声掛け	居場所づくり	移動困難者の支援
子育て支援	貧困対策	防災対策
その他 ()		
事業の対象者 (該当の対象者全てに0をしてください。)		
高齢者	障害者	子ども
子育て中の親	貧困者	地域住民全般
その他 ()		
事業実施区域	1 市町村を区域	
	広域又は全県を区域	
助成事業実施期間	交付決定日～ 令和 年 月 日	
助成事業継続予定年数	年間	
助成金の振込先	銀行	支店
	預金種別 普通・当座	口座番号
	口座名義	

殿

茨城県知事 大井川 和彦 印

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった標記助成金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 条）第 5 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成金交付の対象となる事業及び内容並びに助成事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する助成金の額の区分は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。

2 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとする。

ただし、茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付要項（以下「交付要項」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づく助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。

助成事業に要する経費	金	円
助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円

3 助成金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に交付要項第 6 条の県負担割合を乗じて得た額又は助成金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。

4 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要項第 19 条第 1 項の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該仕入控除税額を減額することとする。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記助成金の事業の内容を下記のとおり変更したいので、茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付要項第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成事業の名称

2 変更の理由

3 変更の内容

4 助成金事業に要する経費額の変更

項目	交付決定時	変更後の申請額	差し引き増減額
助成事業に要する経費	円	円	円
うち助成対象経費	円	円	円

※予算に変更がある場合は、変更後の収支予算書（様式第1-4号）を添付すること。

※助成対象経費が増額する場合でも、交付決定額の増額変更は行われません。

第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事 大井川 和彦 印

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった標記助成金について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 変更承認する事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 助成金の額は、次のとおりとする。
助成金の額 円
- 3 助成金交付の条件等については、上記のほか令和 年 月 日付け 第 号に記載のとおりとする。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった助成事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付要項第 12 条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金に係る助成事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった助成事業について、下記のとおり遅延等があったので、茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付要項第13条の規定に基づき報告します。

記

1 遅延等（事故等）の内容及び原因

2 遅延等（事故等）に対する措置

3 事業の遂行及び完了予定日

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

団 体 名

所 在 地

代表者氏名

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった標記助成金に係る事業を令和 年 月 日付けで完了しましたので、茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付要項第15条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 助成事業の名称

2 助成金交付決定額及び助成事業に要した経費等

助成金交付決定額	円
助成事業に要した経費（総事業費）	円
助成対象経費	円

3 助成事業の着手日及び完了日

(1) 事業着手日 令和 年 月 日

(2) 事業完了日 令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事 大井川 和彦 印

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金額確定通知書

令和 年 月 日付け通知をもって実績報告のあった上記助成金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第14条の規定により、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1 事業名

2 助成金の確定額

金

円

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金概算払申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の助成事業の概算払について、茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付要項第17条第2項の規定に基づき申請します。

記

1 概算払申請事由

2 交付決定額

金 円

3 概算払受領済額

金 円

4 今回申請額

金 円

5 残 額

金 円

(注) 助成事業に要する経費の月別所要見込額を記載した書面(任意様式)を添付すること。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金に係る
消費税額及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書

このことについて、茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金交付要項第 19 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 仕入控除税額の控除について

助成金交付額（知事が助成金額確定通知書（交付要項様式第 8 号）により通知した額）		円
助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	(a)	円
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	(b)	円
助成金返還相当額	(b) - (a)	円

2 消費税・地方消費税の申告状況について

A	確定申告義務なし
B	簡易課税方式で申告している
C	公益法人等であって、特定収入割合が 5%を超えている。
D	個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
E	仕入控除税額あり

(注) 上記 E に該当する場合は、税額の計算書等を添付して下さい。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

団 体 名
所 在 地
代表者氏名

令和 年度茨城県提案型共助社会づくり支援事業助成金に係る
取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった助成事業に
関し取得した財産等を下記のとおり処分したいので、茨城県提案型共助社会づくり支援事
業助成金交付要項第 22 条第 3 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 取得財産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由